

◎所得税法等の一部を改正する法律

(令和四年三月三十一日法律第四号)

一、提案理由（令和四年二月四日・衆議院財務金融委員会）

○鈴木国務大臣　ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げ等を促す観点からの賃上げに係る税制措置の拡充等及びオープンイノベーション促進税制の拡充等を行うこととしております。

第二に、カーボンニュートラルを実現する等の観点から、住宅ローン控除制度の見直しを行うこととしております。

このほか、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告（令和四年二月二二日）

○藺浦健太郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げ等を促す観点からの賃上げに係る税制措置の拡充や、カーボンニュートラルを実現する等の観点から、住宅ローン控除制度の見直し等を行うものであります。

本案は、去る二月一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、当委員会に付託され、四日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、九日から質疑に入り、二十一日、岸田内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和四年二月二一日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一　本法律案の狙いである、成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンイノベーションの促進に係る税制の拡充や住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのかについて、効果を検証し、かつ公表す

ることで政策効果を適切に把握できるように努めること。さらに、租税特別措置は、政策誘導をするための行政手段としては、その効果について、さまざまな問題が指摘される中、不断の見直しと改革に努めること。

二 成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現するため、実効性のある戦略の下、民間企業の賃上げ等を支援する中で、積極的な賃上げ等の機運が醸成できるよう制度の適切な広報・周知を図り、利用を促進するとともに、税制上の措置と補助金等を適切に組み合わせることで、政策効果を最大化するよう努めること。

三 感染症の影響もあり、特に貧困世帯の増加や所得格差の拡大・固定化は深刻度を増している。また、少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化や経済のデジタル化の進展等の経済社会の構造変化も加速している。こうした状況を踏まえ、再分配機能の強化を検討するとともに、公平で中立的な課税に配慮しつつ、税体系全般の大胆な見直しを早急に進め、その結果をもって必要な改革をちゅうちょなく実行するよう努めること。

四 法人税や消費税等の税収の見積りと実績のかい離が生じた場合には、国債発行額などに影響を与える可能性もあることから、政府経済見通しや税収の見積りに当たっては、経済や産業構造の変化等を的確に分析し、これらの変化等が税収に与える影響について検討し、消費の実態を適切に捉えているかなど不断の見直しを行うよう努めること。

五 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

六 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期するとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

三、参議院財政金融委員長報告（令和四年三月二二日）

○豊田俊郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行おうとするものであります。

委員会におきましては、岸田内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、賃上げを促進するための税制措置の在り方、住宅ローン控除制度の見直しによる効果、税理士制度の見直しの意義、税務申告の利便性向上のための取組、金融所得課税を強化する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民を代表して勝部賢志委員、日本維新の会を代表して浅田均委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和四年三月二二日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンイノベーションの促進に係る税制の拡充、住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのか適切に把握することができるよう、政策効果の徹底した検証を行い、その結果を確実に公表すること。
- 二 成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現するため、実効性のある戦略の下、民間企業の賃上げ等を支援する中で、積極的な賃上げ等の機運が醸成されるよう適切な広報を通じて制度の周知を図り、利用を促進するとともに、税制上の措置と補助金等を適切に組み合わせることで、政策効果が最大限に発現するよう努めること。
- 三 租税特別措置については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書や、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果等を積極的に活用し、適用実績の把握と効果等の検証を十分に行い、効果が不透明なもの等は廃止・縮減するなど、税制の公平性等を確保する観点から不断の見直しと徹底した改革を推進すること。
- 四 貧困世帯の増加や所得格差の拡大・固定化が進むとともに、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化や経済のデジタル化の進展等、経済社会の構造変化が加速している状況を踏まえ、税制における再分配機能の強化を検討するとともに、公平で中立的な課税に配慮しつつ、税体系全般の大胆な見直しを早急に進め、その結果に基づき必要な改革を躊躇なく実行すること。
- 五 税収の見積りと実績に乖離が生じた場合には、国債発行額等に影響を与える可能性もあることから、税収の見積りやその前提となる政府経済見通しについては、経済や産業構造の変化等の精緻な分析を通じて、消費の実態の的確な把握を含め、税収に与える影響を検討するなど、不断の見直しにより正確性に万全を期すること。
- 六 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ICT化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等

への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

七 新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

右決議する。